# 統計、道徳、社会、そして教育

19世紀ドイツ道徳統計論史から

# 山岸利次

(長崎国際大学 人間社会学部 社会福祉学科)

### 要旨

本論文は、ドイツ道徳統計論を分析することで、教育思想における「社会」の歴史的な意味を明らかにすることを目的とする。道徳統計とは、慣習 特に犯罪や非行、自殺など を対象とした統計であり、その目的の一つは公教育と非道徳的な行為の関係を「客観的」に分析することであった。

「道徳統計」という名前を広めたのはA・M・ゲリーであるが 彼は1830年にパリでの講演において 犯罪数における規則性を議論した 、その方法を「社会物理学」として洗練させたのはA・ケトレーで あった。しかし、彼は大数における人間行為の規則性を強調したので、結果として、彼の理論は人間の 自由意志を否定し、決定論を肯定するものであった。このような観点から 公教育における徳育の必要 性は主張するが ケトレーは、犯罪を防止する手段としての教育の重要性に疑問を持ったのである。

ケトレーの理論は1860年代にドイツに紹介される。しかし、大部分のドイツの統計家たちはその決定論的な見方を拒否した。彼らはケトレーの決定論に対して、カントの道徳哲学を基盤にしながら自由意志を肯定したのである。このような自由意志論争において、A・エッティンゲン 彼は神学者であるがは道徳統計に現れる規則性を「社会倫理」と見なした。彼はケトレー的決定論もカント的な観念論的アトミズムも否定し、人間を社会関係から観察することを意図する社会倫理学を提唱した。彼にとって「社会」とは慣習の謂いであり、それは人倫性に影響を与えるべきものであった。いわば、彼は「社会」の概念を、「慣習 人倫性」についての観念論の考えを参照することで発明したのである。「社会」の観点からエッティンゲンは新しい道徳教育論を示唆した。彼によれば、社会だけが人間の良心に影響を与え、人々を道徳化することが可能であり、それゆえ教育は社会と連接しなければならないのである。

社会統計学を体系化したG・マイヤー 後に彼はドイツ統計学会の初代会長となるのだが の統計論はこの延長上にある。マイヤーの理論においては、もはや人間の自由意志には積極的な意味は与えられず、人間の道徳性に関わる問題はもっぱら社会関係のそれとして考察される。このような彼の理論は、こと教育論に関しては、教育というものがその個人のみならず彼/彼女を取り囲む環境に対する配慮を含みこまなければ存立不可能であるということを示しているであろう。

以上、道徳統計論は、教育の新しい概念を発明し、後には自明のことと見なされてしまうような「教育と社会」のパースペクティブを準備したと言えるのである。

#### キーワード

道徳統計、自由意志、社会と教育

## 目 次

はじめに 人間・社会認識史としての道徳統計史 法則・自由意志・規範 道徳統計における人間・社会 道徳統計における教育認識 徳育から「慣習 人倫性」連関の教育へ おわりに 教育としての社会、あるいは/そして社会としての教育 はじめに 人間・社会認識史としての道徳 統計史

19世紀ドイツにおいて、「社会学(Gesellschaftslehre )」と「社会学 (Soziologie )」とい う二つの(一方はシュタイン(L.v. Stein)を 祖とする、国家学的な傾向を持った、他方は、 例えばジンメル (G. Simmel) のような、人間 の相互作用を対象とする)ともに「社会」と いう名を冠する学問領域が成立・発展した。こ の事実は、言葉、意味は異なるものの、国家と も個人とも区別された「社会」という領域が新 たな学問認識の対象として浮上したこと、そし て、社会の位相において人間を考察するという 新たな人間認識が成立したことを意味する。し かし、このことをもって、はじめて「社会」が 問題化されたということにはならない。むしろ 逆に、社会という独自の領域が実践レベルにお いて自覚化されていたからこそ、この学が成立 したと言うべきである。そして、社会学に先行 する社会の自覚化の認識枠組みの主要なものと して、私たちは「統計学 (Statistik)」、特に、 人間の行為・習慣をその対象とした「道徳統計 (Moralstatistik, statistique morale)」を挙げ ることができる1)。啓蒙主義時代において、物 理学・生物学とのアナロジーで語られてきた非 分析 非経験的な社会科学と、必ずしも社会を 対象とはしなかった統計学を結びつけたのが、 「人間をその社会の条件において、精密な方法 で理解しようと試みた道徳統計家」である。

道徳統計とは、論者によって目的・分類は異なるものの、大まかに言えば、「人口において支配的な「慣習状態 (Sittenzustände)」についての知識を直接・間接に与えるのにふさわしい全ての統計的な研究」であり、「そこでは、人間の意志の変化 (その運動が)どんな方向のものであれ、当然、そこに人倫的な意義があるわけだが が問題になる」3)統計領域だとされる。さらに、その中心論者であるマイヤー(Georg von Mayr)が、道徳統計を「一次的な道徳統計(Primär-Moralstatistik)」と「二次的な道

徳統計 (Sekundär-Moralstatistik)」に分類し たことに象徴的に現れるように、道徳統計は二 つの学的性格を持っていた。彼にあっては、前 者は犯罪・非行・行刑・自殺・売春など、広義 の犯罪統計の領域を対象とするものであり、後 者は、他の統計(とりわけ人口統計)が提供す る資料を用いて、社会集団の慣習状態の認識を 目指すものであった。その際、前者では対象 が、後者では考察様式が、道徳統計の独立性を 担保するものとされた。このような道徳統計に おいて、「教育 (Bildung, Erziehung)」は一貫 して主要な対象であった。そもそも、道徳統計 の名前の発明者であるとされるゲリーの道徳統 計論は、犯罪と犯罪者の教育程度を統計的に分 析したものであり、道徳統計は、その端緒から、 教育が主要な対象とされていたのである4)。さ らに、教育については二つの論じ方が存在して いた。一つ目は、教育の普及の度合いから、当 該国家・社会・民族(Volk)の文化的発達を測 定するというものである。しかし、これは後に 「教育統計 ( Bildungsstatistik )」として分離す るものであり、本稿では主要な考察対象とはし ない。二つ目は、ゲリーのように非道徳的行為 と教育との関係を考察するものである。そし て、後者の観点から、道徳と教育の関係につい て、後に論じるように、新たな教育認識が成立 することになる。

本稿は、道徳統計においてどのような人間・社会認識が生成したのかを検討し、とりわけ道徳との関係につきいかなる教育認識が成立したかを、ケトレー(Adolphe Jacques Quetelet 1796-1874)、エッティンゲン(Alexander von Öttingen 1827-1903)、マイヤー(Georg von Mayr 1841-1925)の三者の論を通して明らかにする。従って、本稿は個々の統計データを利用して当時の人間・社会・教育状況を再構成することを目指すものではない。あくまで道徳統計論の言説に現れる人間・社会、及び教育認識を明らかにすることが目的である。

法則・自由意志・規範 道徳統計における 人間・社会

本章では、道徳統計において人間・社会がどのように認識されたかを、「法則(Gesetz)」、「自由意志(Willensfreiheit)」、「規範(Norm)」の三つの観点から、ケトレー、エッティンゲン、マイヤー、三者の論を通して考察する5)。

1 ケトレーの「社会物理学(physique sociale)」 統計による社会の可視化

ケトレーはその研究活動を数学・物理学・天文学において開始している。その分野において、彼はラプラス(P. S. Laplace) フーリエ(J. B. J. Fourier)から多大な影響を受け、自然科学における確率論、法則性への志向を人間行為にあてはめようと試みた。その志向を全面的に展開したのが『人間とその諸能力の発達についてあるいは社会物理学試論』。)である。

この著作の目的は、本の冒頭に引用されているラプラスの言葉 「政治的ならびに道徳科学に観察と計算とに基礎を置く方法 自然科学において大いに私達に役立つ方法 を採用しよう」が示すように、確率論、大数法則を利用しつつ、人間行為における法則を明らかにすることであった。彼は人間の自然的側面と習慣的(moral)側面から人間行為の法則をとらえようとしたのであり、その意味で、人間のモラルは考察の中心であった。しかし、「社会統計」の分野において<sup>8</sup>、ケトレーはモラルの位置づけについて揺れを見せているのである。

彼は、人間の行為に影響を与える原因を「自然的(natuell)原因」と「摂動的(perturbateur)原因」に分けて議論する。後者はその言葉が示すように<sup>9)</sup>、統計的・大数的な操作のもとに消失してしまう誤差として意味づけられ、前者よりも低い位置を与えられる。この区分のもと、モラルは人間の出生数や死亡数といった領域においては摂動的原因とされる。つまり、人間の行為は自然的=必然的な観点から説明され、それゆえ、人間の自由意志もまた、摂動的

という名のもとに、考察対象としては完全に消 え去ってしまう(結果として否定されてしまう) のである10)。しかし、人間の「犯罪傾向(penchant au crime)の発達」という問題については、こ の区分は保持されない。犯罪傾向の原因につい て、自然的原因も摂動的原因も同列に論じられ ており、そこではモラルは無視できない主要な 要因として考察されている。 自然的 / 摂動的 という区分のもと、自然的原因を強調すると き、彼の論は自然決定論となるが、犯罪傾向の 議論ではそうはなっていない。彼は、「それ「犯 罪数の一定数と一定秩序 引用者による補足] は、社会の制度、慣習、常識の状態及び一般に その生活方法に影響を与える一切の事柄を改変 することにより、人間を改良するのに可能なこ とを示している」11)と述べているが、この言明 は、自然決定論的な人間把握からは理解できる ものではない。これは、制度や慣習といった社 会的な原因が犯罪傾向を構成する主要な原因で あること、そして、統計によりそれに対する操 作可能性が与えられるという自然決定論とは決 定的に異なった彼の社会認識を示すものであ る。

このような習慣・社会認識とは別に、ケトレーの議論を特徴づけるものとして「平均人(l'homme moyen)」という概念がある。これは図形における重心に対応するものであり、統計操作においては人間に関する諸カテゴリーを比較するときに用いられる。しかし、これは単に統計的操作のための便宜的な概念ではない。ある集団を測定するときの指標であるにとどまらず、規範的な意味を持つものである<sup>12</sup>)。これは人間の文化的側面にもあてはめられ、この平均=正常(normal)という考え方は、その後の道徳統計論に大きな影響を与えることになる<sup>13</sup>)。

このようにケトレーにおいて、統計的人間・ 社会認識とでも言うべき新たな認識が成立し た。しかし、彼の人間・社会観は、モラルの位 置づけに見られるように、一貫したものではな く大いに揺れていた。そして、ドイツの論者達 はこの揺れの内、自然決定論を批判し、彼に あって萌芽をみせていた習慣、社会の問題を全 面的に展開することになる。

2 エッティンゲンの「社会倫理学 (Socialethik)」「慣習 人倫性」の導入 ケトレーの統計的人間観はバックル (Thomas Buckle) ヴァグナー(Adolph Wagner) の所論を通じて1860年代にドイツに紹介される。その際、自然決定論の側面が強調されたため、多くの論者はケトレーの論に対して否定的な態度をとり、自由意志論争と言われる、人間・社会認識についての一大論争が起こる。その眼目は、統計の上に現れた人間の行為の法則性という「事実」から人間の「自由意志」をどのように擁護するか、というものであったが"4"、その中心的な論者がこれから検討するエッティンゲンである"5"。

ケトレーの論を批判するため、ドイツの論者 達は概してカント(I. Kant)の自由意志論をモ デルとしたが、「客観的」な法則の現れに対し、 カント的な自由意志論は修正されざるえなかっ た。その論争にあって、エッティンゲンは、道 徳統計を「社会倫理(Socialethik)」の現れだ と喝破した。それは「社会(Sozial, Gemeinschaft)」をして「慣習 人倫性(Sitte-Sittlichkeit)」という連関を人間を認識するさいの読解 格子に導入することを意味し、それにより彼は 自由意志と法則性の調和を図った。

エッティンゲンの「社会倫理」とは、一方で、ケトレーをはじめとする「社会物理学」を、他方で、カントやシュライエルマッハー(F.D.E. Schleiermacher)、ヘルバルト(J.F. Herbart)といった「原子 個人主義的倫理」を、社会性の欠如という観点から批判するものである<sup>16)</sup>。前者は、人間に対する環境の影響を考察したものの自然 = 必然的な観点を過度に強調したため、自由意志を否定することになり、人間の精神運動を主題化できなかった。他方、後者は、個人をそれぞれ独立したものととらえ、人間を

形式的に自由な存在であるとしたため、現実の 個人に対する環境の影響を正当に位置づけられ なかった。エッティンゲンの「社会倫理」とは、 人間を社会的な存在とすることで、ケトレーが 開いた環境の影響という問題を、まさしく「社 会」の領域を導入することによって引き受け、 ケトレーにおいては摂動的という名のもとで考 察されることのなかった「社会」を道徳統計の 主題とするものであった。このことは、道徳性 の問題を個人の内面の領域から社会の領域へと 移行することを意味するであろう。では、「社 会」は、いかなる関係において人間の道徳性と 接合するのだろうか。そこでエッティンゲンが 取り上げるのが、社会の層に現れる「慣習 (Sitte)」であり、それとの関係で成立する「人 倫性(Sittlichkeit)」という道徳のあり方であ る。

エッティンゲンは個人の道徳性の問題を「人倫性」の問題へと読み替える「フ)。これは、「慣習人倫性」(Sitte-Sittlichkeit)という連関の中で、道徳の問題を社会領域に開くことにつながる「8」。彼によれば、個人はそれぞれ自由意志を持っているが、自らの内のみで規範を定立するわけではなく、その生活規範を「慣習」を通して獲得する。慣習を自覚し、意識的に行動するときに人間は「人倫的主体(Sittliches Subjekt)」となる。人間を道徳化するのは他でもなく「慣習」である。さらに、社会という領域は、規範と個人の関係の下、以下のように問題とされる。

彼は規範と個人の関係の位相を、超越的、経験・社会的、個人の内面的 彼の言葉ではそれぞれ「普遍 宗教的、神的な」要素、「類的社会的、あるいは集団的社会要素(Gemeinschaftsfaktor)」、「個人的、主体的な人格的な要素」 と三つにわける<sup>19</sup>)。第一の超越的次元は、「人倫的な生が人倫的な理念の思考 = 絶対的に妥当する生活規範(Lebensnorm)の承認において根をはる」<sup>20</sup> ものとされ、ここでは人間は絶対者・神との関係において、絶対的な規

範、人倫的な理念の存在を仮定する。ところ が、個人はそのような規範の存在を仮定するだ けであり、依然として規範は具体的・現実的な 形を持ってはいない。それが具体的な形で個人 に現れるのが第二の社会的な次元である。これ は「人倫的な生が、なじみのある母性的な家庭 と関連した歴史的社会のもとで成長する 310 次 元とされる。この観点から、社会は人倫的生の 現実化したものと捉えられる。さらに、個人が 自由な存在である以上、社会領域に現れる規範 は機械的に個々人に妥当するものではないの で、第三の個人の次元が問題となる。これは、 「人倫的生がその規範の個人の「心術 (Gesinnung)」と「良心 (Gewissen)」において人格 的に刻印される」22)次元とされており、ここに おいて個人はその規範を内面化することが求め られるのである。

この区分に見られるように、伝統的なドイツ 観念論が超越的な存在と個人という二項関係で 道徳をとらえていたのに対して、エッティンゲ ンは社会という第三の領域を設定し、この、規 範の由来たる普遍的存在者と経験的存在たる個 人を媒介する領域を前面に押し出すのである。 無論、このような社会の問題化を可能にするの が道徳統計という実践である。道徳統計は、社 会に現れる法則=秩序を明らかにすることによ り、社会倫理学に有用であるとされる。この倫 理学に冠された「社会(social)」という言葉は、 「私達の人倫的な意識が歴史的に分化された社 会の内部において発生している」330 という事実 を示すものである。このようにして、エッティ ンゲンは道徳統計という実践によって現れた事 象から、人間の道徳性に影響を与える要因とい う形で社会を問題化した。しかしそのことは同 時に道徳統計が社会という新たな領域に自らの 存在基盤を見出すことを意味する。ここから、 道徳統計は、自らを人間の道徳性と関わる社会 の表現として自己を正統化する。

先の三区分に見られるように、社会的要素、 そして「慣習」は、媒介的な性格により普遍的

な要素とも個人的な要素とも完全に独立したも のではありえず、両者が融合しているものとと らえられる。そのことは、まさしく、個人の内 面なるものが、この領域において問題化されう るということを示している。エッティンゲン は、確かに、外的な行為・振る舞い それが集 団性・社会性を帯びたときに「慣習」となるわ けだが を対象とする統計では、人間の精神的 な事項である自由や責任意識は確定することが できないという24)。しかし、一般に、人間の内 面性というものが、それ自体不可視であるため に直接問題とすることはできないように、エッ ティンゲンは、内的事項たる人間の意志運動や 自由は行為というかたちで外化されなければな らないとする。すなわち、(外面的な)行為を内 面性の発現であると位置づけるのである。道徳 統計は行為を対象とするのだが、その行為とい うものが内面の現れであることから、行為の原 因たる内面的な動機 (Motive)を確定できると するのである。「道徳統計のデータの確定と使 用における適切な方法を通じて、行為の運動原 因への帰納的推理(Rückschluß)が可能になる j5) と彼が言うとき、統計は人間の内面を問題にで きないという言明とは裏腹に、帰納的推理に よってそれが可能であるということを示してい る。こうして、エッティンゲン は、形式的に は、人間の精神的な領域たる内部と行為たる外 部を区分しているわけだが、その区分をなし崩 し的に侵犯することにより、外的領域から内的 領域に遡行する道を設定したのである。

エッティンゲンは、以上のように道徳統計を「慣習 人倫性」連関の位相でひきうけた。そして、人間の道徳というものを、個人ではなく、社会の領域において問題化する道を拓いた。個人の内面性は確保されるものの、もっぱらそれは社会との関係において形式的に位置づけられるにすぎない<sup>26</sup>)。そして、彼が開いた社会的・人倫的人間観はマイヤーの道徳統計学において頂点に達する。

3 マイヤーの「精密社会学(exakte Gesellschaftslehre)」としての統計学

マイヤーは、統計学を体系化することにより、「社会統計学派(Sozialstatistiker)」の中心人物となるのだが<sup>27</sup>、その体系の一構成要素として道徳統計は位置づいている<sup>28</sup>。社会統計学派は、統計学を独立した一つの社会科学として確立することを目指したが、その中心思想は、人間を集団現象(Menschen als Massenerscheinungen)として、社会との関わりにおいてとらえるということである。そして、このような人間理解を可能にする概念が「社会化(Vergesellschaftung)」である。

彼はエッティンゲンと同様、個人をそれが帰 属する集団の相で考察する。集団とは単に時・ 空間を共有するというものから利益集団まであ らゆるものを含む。結合度の低い原初的な集団 のなかで、個人同士が多様な関係を構成し、そ の関係のなかで社会的な結合が生じ、新たな集 団が分化するのだが、この集団分化の過程を彼 は「社会化」として捉えたのである29)。そして、 個人はこのように分化した諸集団の結節点とし て理解される。そこから人間の個性は彼の帰属 する集団の特性で決定される。そして、個人の 基底としての集団を観察する学が統計学なので あり、その方法が「悉皆大量観察(ershöpfende Massenbeobachtung)」という統計方法であ る30)。「社会化」の概念により、あらゆる層を社 会という位相で考察することが可能にな る31)。そして、人間を個人としてではなく集団 の枠組みで認識するこのような方法は、彼の道 徳統計論に端的に見ることができる。

先に示したように、「二次的な道徳統計」は、他の統計、とりわけ人口統計を道徳的な観点から取り扱うものであった。それは、人口集団の正常/異常性を認識することである32。その際、その正常性の基準は統計上に現れる数であるとされる。 多数/少数 と 正常/異常は完全に対応している、とマイヤーは言う33。道徳性は数量的に認識される人間関係(彼は特

に人口構成、そしてその核となる家庭に多大な 関心を寄せていた)を通じて認識されうるので ある。ここで私達は、規範というものの形而上 学的な意味合いが完全に取り払われて、エッ ティンゲンにおいて否定されていた統計が規範 (正常)を現すという思想が端的に表明されてい ることを見て取ることができる340。広義の犯罪 統計とされる「一次的な道徳統計」では、彼は やはり社会性の観点から人間の自由意志を実質 的に否定する。マイヤーは自由意志を行為の選 択可能性の問題に還元する。しかし、選択決定 権は個人に留保されるものの、選択可能性は無 条件に個人に対して開かれているものではな い。彼は、一方の極には意図したとしても不可 能な行為、もう一方の極には意図しないにかか わらず行われる必然的な行為があり、個人の選 択にゆだねられる可能性はその両極の間にある もので、そのなかで個人がなにを選択するかは 確率論的に把握可能であるとする。そして、こ の個人の選択可能性を規定するのが、個人が帰 属する社会集団である。このことから、マイ ヤーにおいては、人間の道徳性は、個人ではな く、それを拘束する社会集団の問題に還元され る。人間の道徳性の問題を社会という環境を通 して可視化し、語るということが、道徳統計の もたらした帰結である。

以上の考察において、道徳性の問題について 以下のような展開が確認された。ケトレーにおいて、人間の行為に影響を与える要因としての モラルを統計で認識するという道が開かれた。 しかし、彼は人間の犯罪傾向の問題については モラルを統計観察の固有の主題にしているにも かかわらず、その自然決定論的人間・社会観か ら、モラルの問題を十分に展開しなかった。そ れに対してエッティンゲンは、ケトレーが自然 決定論的に解釈した統計上に現れる法則を「慣 習」人倫性」の領域に位置づけ35)、道徳を個大 の問題としてではなく社会の層において認識す る道を開いた。慣習のなかに人格的な要素が含 まれるゆえに、社会を通して個人の内面に遡行 する道が開かれた。その延長上にマイヤーがいる。人間を集団現象として扱うという彼の方法において、個人は帰属する社会集団を通して認識されることになり、個性は集団の問題に解消される。さらに、規範の普遍的・超越的要素も否定され、統計こそが規範を表すという確信に至った。このように、道徳を問題化する地平を個人から慣習 = 社会の領域に移した道徳統計論は、いかなる教育認識を持っていたのだろうか。それを次章において考察したい。

道徳統計における教育認識 徳育から「慣習 人倫性」連関の教育へ

1 知育ではなく徳育を 知育批判としての 道徳統計

先に指摘したように、道徳統計はその発生以 来、教育を議論の対象としていた。そこでの教 育認識の雛形を提供したのが、「道徳統計」の語 を発明したゲリーの『フランス道徳統計試 論』。である。この報告で、彼は当時流布して いた「教育が普及すれば犯罪が減少する」とい う言説の誤解を解くことを意図した。当時のフ ランスでは、犯罪の頻発現象に対し、その原因 を犯罪者の教育程度に一面的に還元し、そこか ら公教育の普及の必要性を主張するという議論 が盛んだった。それに対して彼は統計という 「客観的」な数量を用いて、公教育の普及率の高 い地域においてむしろ犯罪率が高いことを示し たのである。とはいえ、彼は教育が犯罪を増加 させるという短絡的な主張をしたわけではな い。そこで彼は「知育 (instruction)」と「徳 育(éducation)」の区別を行う。彼によれば、 知育はあくまで道具的存在にすぎず、それ自体 では善悪いずれの結果をももたらすものであ る。そして、学校ではもっぱら知育のみが行わ れており、それは徳育で補強されなければなら ないというのである。統計の結果から、彼は教 育の普及ではなく、徳育の必要性を唱えるので ある。

ケトレーは、ゲリーの論を受け継ぐが、しか

し、論じ方に大きな違いがある。彼もまた、人間の犯罪傾向の論述において徳育の必要性を主張してはいる。

私は告白するが、恐らくは私は人々が教育(instruction)に認める犯罪傾向緩和力にあまりにとらわれていた。この共通の誤りは、ことに、ある国では学校へ通わせる児童が多いから若しくは一般に住民中読み書きを知る人が多いからそこには犯罪が少ないだろうと期待することから起こっているように思う。考慮しなければならないのはむしろ徳育(instruction morale)であろう。蓋し学校で受ける教育は犯罪を犯す手段をますます多く提供するに過ぎないことがきわめて頻繁にあるからである³?。

しかし、こうは言うものの、彼にあって、教育 は犯罪傾向に対して決定的な要因ではない。彼 自身、「実際、犯罪に影響を及ぼす原因は極めて 多数かつ多様なので、それらの原因の各々の重 要の度を定めることはほとんど不可能になって いるほどである」38)と言うように、教育は、犯罪 の原因の一要素にすぎず、犯罪の起こる季節、 犯罪者の性別、年齢といった諸要素と同等の重 みしか持たない。従って、ケトレーの議論をゲ リーと同様の、徳育の主張としてのみ理解する ことはできない。ケトレーにおいてあらわれて いるのは、徳育が必要であるということ以上 に、教育が、ゲリーの一面的な教育 犯罪関係 の把握と異なり、犯罪(そして、非道徳的行為) の抑止について特権的な要素ではありえないと いう認識である。一方における徳育の主張、他 方における様々な要因への教育の埋没というケ トレーが開いた認識を、エッティンゲンはその 「慣習―人倫性」論において展開することになる。

2 「慣習 人倫性」連関による教育 「教育」の社会領域への広がり

エッティンゲンは、犯罪と教育について大筋でゲリーと同様の見解をとる。そもそも、彼の議論の眼目は、ゲリーが表明した見解をより精密に、「客観的」な統計で補強することにあっ

た。従って、彼も教育に「知育(intellectuelle Bildung )」と「徳育 (sittliche Erziehung )」 の 区分を設定し、知育のみの学校教育のあり方 を問題にした39)。彼にあっては、徳育のない知 育は人間の道徳化に対してそれ自体決して有用 なものではなかった。すなわち、「人倫的な意 志・心の教育が欠けた知育はせいぜい人間の責 任という感情を高めるだけであり、場合によっ ては法を破るという欲求を実現するのに際して は、人間をより打算的、ずる賢くする。そして、 道徳に反する、犯罪的な傾向への深い誘惑から 人間を保護したり、あるいは総じて道徳的に改 善することはできない」<sup>40)</sup> のである。また、知 育は道具的な知識を提供することから道徳的に 危険でさえあると述べる。では、このような知 育と対比される徳育とはいかなるものか。

文明化と教育は以下の場合においてのみ、本当の自由を生み出す。すなわち、それが個人を狭い幻覚に孤立させ、理論的、抽象的な個人の独立性ということで全体なるものをバラバラにするのではなく、規制の相互性を高め、義務感情と敬虔を強め、法則への敬意を高めて、社会の分枝としての帰属感、およびその帰属感を通して条件づけられる秩序と従属を促進する場合である41。

ここで問題にされているのは、独立した個人に対比される人間の社会性ということである。求められる教育としての徳育とは、人間を社会的存在にする営みなのである42。個人は、慣習を通じての社会の一分枝であるという自覚によって、初めて人倫的存在になるのである43。しかし、この徳育は、彼にあっては学校で(あるいは学校のみで)行われるものではない。続いて彼は以下のように言う。

人間は、家庭、国家・教会的な共同体(Gemeinde) 民族(Volk)的・社会政策的共同体の内部において、人間的な目的を見失わずに、熱心に追求することを学ぶのである44。

彼の教育認識は、学校に閉じられたものではなく、学校外の社会領域に連なる。徳育の目的に 社会性を設定したために、教育のあり方も社会 性を付与される。それは、学校教育批判としては、先のゲリーの論の継承に見られるように、学校教育において徳育も行うべきであるという主張になる。しかし、それ以上に重要なのは、彼の論が、教育の領域を社会へと拡散させる方向性を持つということである。そして、それはエッティンゲンにあっては慣習の領域にほかならない。

善と悪とを区別する組織としての良心において、個々人の自己判断の能力は、ゆるやかな成長のなかで、彼を教育する(erziehend)人倫的な力の絶え間ない影響のもと発達する。そして、その能力は、個人が認識する しかもそれは人倫的な社会においてのみ認識されうる 最高度の生活規範の基準に従って自己判断するというものである45)。

「人倫的な力」とあるように、人間を教育する力 は「慣習」領域に担保され、教育は個人の 「良心」へ働きかける営みであるとされる。では 「慣習」が人間に教育的に働きかけるとはいかな ることか。ここで、前章で検討した規範と個人 の関係の三つの次元のうち、個人的なものが問 題となる。「慣習」を通して人間は規範を内面化 するのだが、それは、「慣習」が人間の「良心」 「心術」に働きかけるということである。エッ ティンゲンは、人間の「意志」を無条件に善と 結びついたものと理解しない⁴゚。悪にもなりう る意志をどのように善へと向けていくかが問題 であり、善悪を判断する「良心」、行為・思考 の傾向性である「心術」へと働きかけることが (教育的)課題として浮上する。「慣習」の教育 的力が意味するのは、「良心」、「心術」へ働き かけることが「慣習」を通してのみ可能である ということである<sup>47</sup>)。そして、その働きかけの なか「教育」は立ち現れる。「慣習」 「心術」

「人倫性」(Sitte-Gesinnung-Sittlichkeit) の連接においてのみ、人間は教育されるのであ る。

この連接において現れる教育は、一種の習慣 形成論として理解できる480。しかし、従来のそれと決定的に異なるのは以下のことである。す なわち、エッティンゲン、そして道徳統計論においては、習慣を獲得する個人ではなく、習慣それ自体が、さらにいえば、習慣を体現する個人が帰属する社会集団が問題になること、これである。こうして、社会体の道徳性と教育性を考察するのが道徳統計の役割になる。エッティンゲンの教育認識とは、人倫論を根底にし、独立した個人の道徳性に働きかけるというものではなく、社会に対して開かれたものになる490。

おわりに 教育としての社会、あるいは / そして社会としての教育

これまで、道徳統計論の人間・社会認識、お よびそれと結びついた教育認識を考察してき た。そこで明らかになったのは以下のことであ る。ケトレー、エッティンゲン、マイヤーとい う道徳統計論の展開において、人間の道徳が社 会、とりわけて「慣習」と連接し、その関わり において形を与えられてきたということであ る。同時に、それは、社会が人間の道徳との関 わりにおいて可視化されたということも意味す る。道徳統計とは、まさに道徳を統計的に表現 するということだが、それは、かつては人間の 内奥に潜んでいると理解されていたものを、 「慣習」、「社会集団」という領域に移行させるこ とで可能となった。ケトレーが統計的に取り上 げたモラルを、エッティンゲンが「人倫性」と 読み替え、「慣習 人倫性」連関の下に、道徳 と社会を結びつけたのである。しかし、そのこ とは教育という機能を、本質的には「慣習」領 域へと移行させることも意味した。人間を人倫 的に形成する力は「慣習」に担保され、学校と いう閉じられた領域での特定の行為が、人間の 道徳性に関してもはや特権的な意義を持つこと はできないという認識が現れた。そこから、教 育的な働きかけが「慣習 人倫性」連関のなか、 すなわち社会の領域において立ち現れざるえな いという志向が生成したのである。しかし、こ のような教育の慣習領域への広がりという方向 性とは別に、教育そのもの、すなわち、そのよ

うな社会にあってなおかつ「教育」と名指される固有の営みはどのように存立するのかということが問題となる。それについてはマイヤーの「保護 強制教育(Fürsorge = und Zwangserziehung)」への着目が示唆を与えてくれる<sup>50</sup>。

マイヤーにとっても、他の道徳統計家と同様 に、教育は道徳問題の処方にとって特権的な要 素ではなかったが、ケトレーと異なり、非道徳 的な現象の頻発を抑えることが大きな課題だっ た51)。道徳問題を社会集団の問題へ移行させる ということは、必然的に、その解決は社会集団 をも含みこまざるえないということである。強 制教育とは、そのような社会環境たる集団へ着 目した一つのありかたであると理解できる52)。 マイヤーが強制教育に言及したのは、それが環 境の個人への影響を考慮し、環境を通じて個人 を矯正する新たな「教育」として映ったからで ある53)。教育が社会に拡がるのと同様に、教育 もまた、社会なるものを含み込まなければなら ない。教育とは、個人による働きかけという単 なる行為としては存立しえず、行為の土台たる 環境への配慮も含まざるをえないのである。マ イヤーが着目した保護 強制教育こそは、その ような社会と教育の結節点であった54)。

こうしてみると、道徳統計がもたらした教育 認識は以下の二つにまとめることができる。一 方でエッティンゲンに見られるように、人間の 道徳の形成作用を慣習・社会領域に担保しつつ、 社会そのものが教育的でなければならないとい う、いわばメタ的な教育の要請である。他方 で、マイヤーの強制教育の着目に現れるよう に、教育という固有の領域もまた、環境として の社会集団への配慮という形で、社会的な位相 を含みこまざるえない、というものである。前 者は、当時の社会問題 とりわけ青少年の非 行・犯罪問題の頻発 に対応するための、児童 福祉、刑事政策領域と教育領域の(一定の葛藤 のもとでの)実践レベルでの重なり合いという ことに現実的な形を見出すであろう。これら諸 領域は一貫して正常な環境ということに配慮す

ることになる。後者は、さしあたり、教育への 社会という位相の導入という教育学理論の問題 に焦点化できる。この理論的展開(転回)にお いて、必ずしもその領域とは捉えられなかった 保護 強制教育の実践が教育学に与えた影響 に、後者の認識の方向性を見ることができる。 この二つの認識において、教育と社会の関係 は、互いが互いを含みこむという構造としてと らえることができる。すなわち、社会というも のは、秩序維持のために、教育的機能を学校と いうような特定の領域に局所的に閉じこめるの ではなく、自らの内に とりわけ慣習という領 域において 遍在化させなければならないので あり、また逆に、教育という実践は、社会的な 力を含みこんだ上で、個人の社会性へ働きかけ ることがなければ、その存立基盤が失われると いうものである。社会が統計を通して可視化さ れたことにより、人間はその内面に、社会を通 して働きかけられることになる。人間は、統計 的に客観化された「社会的環境」との関係でそ の 正常/異常 を判断され(そもそもその基 準すら統計において確定されるであろう ) そ して、その矯正の足場もまた統計において与え られる。問題とされるべきは、このようにして 形を与えられた社会であり、社会を通して認識 されうる上での人間なのである550。そして教育 はこのような地平の中で新たな相貌を見せてく る。人間と道徳を取り結ぶ教育とは、この認識 のもとに社会性を刻印され存立するのである。

### 註

1)統計学のなかでも、とりわけ「道徳統計」が、 その後の社会学の成立に影響を与えたことを、「道徳統計」という名前を発明したゲリー (André Michel Guerry)に即して論じたものとして、富永茂樹「統計と衛生 社会調査史試論」 阪上孝編『一八四八 国家装置と民衆』ミネルヴァ 書房、1985年・また、デュルケム(É. Durkheim) の社会学にドイツ統計学が与えた影響については、重田園江「正常な社会と正常な個人 エミール・デュルケムにおける統計学と生理学」相関社

- 会学会有志編『ヴェーバー・デュルケム・日本社会 社会学の古典と現代』ハーベスト社,2000年.しかし,重田の論考は,統計学の影響を矮小化しているように思われる.本稿との関連で言えば,ドイツ統計学からは「社会から個人への強制力という発想は生まれ得ない(37頁)という指摘には,一定の留保が必要であると思われる.
- 2 ) Monika Böhme, Moralstatistik: Ein Beitrag zur Geschichte der Quantifizierung in der Soziologie, dargestellt an den Werken Adolphe Quetelets und Alexander von Oettingens, Köln und Wien, 1971, S. 7.
- 3)Arnold Wadler, 'Moralstatistik', *Die Statistik in Deutschland nach ihrem heutigen Stand*, München und Berlin, 1911, S. 602. また,後論で示すように,道徳統計において「意志」が問題化されうるという認識は,エッティンゲンによってもたらされたものである.このように,統計上に現れる合法則性と意志の関係をとらえたところに,フランスのものと比較したときの,ドイツ道徳統計論の特徴がある.
- 4 ) Vgl., A. Wadler, a.a.O, S. 605.
- 5)なお,道徳統計論の歴史的展開については, Vgl., Fuld Ludwig, *Die Entwicklung der Moral*statistik, Berlin, 1884.
- 6 ) A. Quetelet, Sur l'homme et le développement de ses facultés ou essai de physique sociale, tome 2 Paris, 1835. ケトレー,高野岩三郎校閲,平貞蔵,山村喬訳『人間について』上下,岩波文庫,1939年
- 7)ケトレー 上 10頁.なお,訳文は改めてある.
- 8)ケトレーの議論は,以下に見る社会統計の分野にのみではなく,人間の身体・心理測定の分野にも多大な影響を与えた.その教育学的な意味については,さしあたり,中内敏夫『学力は何か』岩波新書,1983年.
- 9)「摂動 (perturbation)」とは「太陽系の諸天体が他の惑星の引力のために本来の回転軌道からずれる不規則な動き」である(T.M.ポーター,長屋他訳『統計学と社会認識 統計思想の発展1820 1900年』梓出版社,1995年,85頁).
- 10) この自然決定論的な立場ゆえ,ケトレーは社会を問題化できなかった.「社会物理学」というように,彼の主眼は「社会体(corps social)」を物理学=自然科学的に扱うことだった.にもかかわら

- ず,現実の社会的要因は,自然的/摂動的 という原因の区分の下,考察課題とされなかった.
- 11) ケトレー前掲,上,26頁(*Sur l'homme* tome premier, p. 10).
- 12)ケトレーの平均と規範の重なりについては, ジョルジュ・カンギレム,滝沢武久訳『正常と病理』,法政大学出版局,1987年,第二章第三節, また,イアン・ハッキング,石原・重田訳『偶然を飼い慣らす 統計学と第二次科学革命』木鐸社,1999年,第一九章,を参照.
- 13) なお,ケトレーは平均人が社会体制安定の指標であると考えていた。『人間について』執筆目的の一つに,人間の諸能力が社会体制の安定を危うくしえるか,という問題の考察が挙がっているが,彼は「文化が普及するにつれて,平均からの偏差は漸次減ずるであろう」(前掲下283頁, Surlhomme, tome second, p. 326)と言い,逸脱者が平均化していき,体制は安定するものとした。
- 14)「自由意志論争」については、参照、ポーター前掲、第六章、ハッキング前掲、第一六章、及び、F. Ludwig、a.a.O. ルードヴィッヒはケトレーの人間観に対してドイツでは哲学的と統計学的という二つの反応が見られたといい、前者をドロービッシュ(Moritz Wilhelm Drobisch)、後者をエッティンゲンに代表させている(ドロービッシュについては註49を参照). さらに、その後の展開においてエッティンゲンの示した方向が支配的なものになるということを述べている.
- 15) エッティンゲンはドルパト(Dorpat)大学の神学教授である.彼の略歴については,さしあたり,M. Böhme, a.a.O, SS. 28-31.ベーメは,彼が社会政策学会(Verein für Sozialpolitik)の中心人物であったヴァーグナーと親交があったこと,また,その業績から彼が神学者としてよりも道徳統計家として認められていたことを指摘している.なお,エッティンゲンの道徳統計論の紹介として,内海健寿「エッチンゲンの『道徳統計』の構想」『統計学』第38号,経済統計研究会,1980年.しかし,内海の論考は資料紹介であり,分析がなされているとは言い難い.
- 16) Vgl., A. v. Öttingen, Die Moralstatistik und die Christliche Sittenlehre: Versuch einer Socialethik auf empirischer Grundlage, Erlangen, 1873, S.23.f.
- 17) 副題の Sittenlehre という言葉が示すように, エッティンゲンは,道徳性( Moralität )ではなく, 人倫性の問題を一貫して論じている.なお,へー

- ゲル(G. W. F. Hegel)は前者を個人的倫理,後者を共同体的倫理として,両者を対立的にとらえた。
- 18)彼の「慣習 人倫性」連関の把握は、その語源的考察に裏付けられたものであった。彼は Sitte という語がサンスクリット語の sva dhâ、ギリシャ語の Ethos、ラテン語の mores に由来することを喚起している。その上で、彼は人間の道徳性、自由が社会の慣習と関わりあっていると言う(Ebenda, SS. 47-52).
- 19) Ebenda, S.76.ff.
- 20 ) Ebenda, S. 76.
- 21 ) Ebenda, S. 76.
- 22 ) Ebenda, S. 76.
- 23 ) Ebenda, S. 78.
- 24) A. v. Öttingen, *Die Moralstatistik in ihrer Bedeutung für eine Socialethik Dritte vollsändig umgearbeitete Auflage*, Erlangen, 1882, S.14.f.
- 25 ) Ebenda, S. 16.
- 26) エッティンゲンは,カントの自由意志論の根幹にあった「物自体」という世界の設定に否定的であった(M. Böhme, *a.a.O*, S. 103).
- 27)マイヤーの略歴についてはさしあたり,高野岩三郎「本書の手引き」ゲオルク・フォン・マイヤ『社会生活のおける合法則性』,統計学古典選集第十巻,栗田書店,1944.また,彼は,1911年にドイツ社会学会(Deutsche Gesellschaft für Soziologie)の下部組織である統計部会の初代会長に就任しているのだが,それは,マイヤーの当時の統計学界に対する影響の大きさを示しているであろう.
- 28) もっとも、Moralstatistik という語に関しての み言えば、エッティンゲンよりもマイヤーが先に 言及している.しかし、その内容は犯罪統計に限 られたものであった.エッティンゲンはそれに対 して出生や死亡といった多様な統計を道徳統計の 名の下に総合したのである(Richard F. Wetzell, Inventing the Criminal: A History of German Criminology 1880-1945, Chapel Hill and London, 2000, pp. 22-24).
- 29)マイヤーは、分化した集団を「社会圏(soziale Kreise)」とよぶ、また、社会化の過程において、 集団生活に必要な精神・物質的なものが形成されるとした、それを「社会分泌物(soziale Sekretionen)」と呼ぶ、
- 30) 悉皆大量観察とは,質的な資料ではなく数量的

- なものを重視し,事実の構成因子全体をあまねく 収集して科学的な分析を行う集団調査である.彼 にあっては,ジンメルなどの社会学は,この集団 への考察が欠如しているゆえに観念的なものであ り,批判の対象となる.
- 31)マイヤーは自らの社会学構想を当時の国家学と対比させた。国家学は、シュタイン以来国家と社会を対立的にとらえていたが、マイヤーにおいては、国家も社会化の過程で成立した社会圏に他ならず、国家学はむしろ社会学の下位カテゴリーに属する。これは従来の社会学の国家・社会観に変更をせまるものである(G.v. Mayr, Begriff und Gliederung der Staatswissenschaften, Tübingen, 1921, S. 6).
- 32)「道徳統計の領域に特有な集団の取り扱いとは, 人口静態 動態,および知的・経済的・政治的活動における倫理的に正常な状態と関係して,一定の集団を特別な逸脱(ポジティブな意味であれネガティブな意味であれ)として表現することである.」G.v. Mayr, 'Die Berechtigung der Moralstatistik', *Allgemeine Statistische Archiv*, Jg.7, 1907, S. 6.
- 33) G. v. Mayr, Gesellschaft und Statstik, Band Moralstatistik mit Einschluß der Kriminalstatistik, Tübingen, 1917, S. 23.
- 34) エッティンゲンは,規範と個人の関係の区分に あるように,規範に普遍的・宗教的意味を付与し た.また,彼は統計が規範を表すという考え方を 拒否した.
- 35)この位置づけから,統計上に現れる法則は「法則(Gesetz)」から「合法則性(Gesetzmässigkeit)」へと読み替えられる.自然科学における「法則」とは,実在的な原因によって決定され,必然的な結果を生み出すものである.ドイツの論者達は,人間の行為を必然的に決定する法則の存在を認めず,それを結果としての法則である「合法則性」と読み替える.参照,ハッキング,前掲,187頁.
- 36) A. M. Guerry, *Essai sur la statistique morale de la France*, Paris, 1833. なお以下のゲリーに関する記述は、富永、前掲による.
- 37) ケトレー,前掲下,180-181頁(*Sur l'homme*, tome second p. 198).
- 38) 同上 180頁 (op. cit, p. 198).
- 39) しかし,この 知育/徳育 という区分がその まま Bildung/Erziehung という区分に重な るわけではない.事実,エッティンゲンは sitt-

- liche Bildung という用語も使っており、両者を厳格に使い分けているわけではない、しかし、この二つの言葉の互換性ということそのものが、「教育」の概念史的考察にとって重要である、これについては今後の課題としたい、
- 40) A. v. Öttingen, *Die Moralstatistik in ihrer Bedeutung für eine Socialethik*, S. 604.
- 41) Ebenda, S. 604.
- 42) この観点から,エッティンゲンは,教育について論じるにあたって,天才が純粋に個人の才能によるものではなく,社会が準備したものであると強調する.
- 43) そこで言われる社会は世代間関係に限られたわけではない. 教育により,個人は歴史的な発展にも統合されるのである. *Ebenda*, S. 538.
- 44) Ebenda, S. 604.
- 45) A. v. Öttingen, *Die Moralstatistik und die Christliche Sittenlehre*, S. 76.
- 46) その点, 観念論の論者と対比的である.また, 意志が悪に向かう原因を彼はやはり「習慣の力 (habituelle Mächte)」に求めている.
- 47) エッティンゲンは法(Recht)との区別において,人倫こそが心術と意志運動という人間の内面にはたらきかけるものであると主張する.法が人間の内面に働きかけることは,良心の自由に反するものだとして斥けられる.
- 48)教育史における習慣形成論,特に「ハビトゥスエートス」形成の問題については,寺崎弘昭「教育関係構造史研究入門 教育における力・関係・ハビトゥス」『東京大学教育学部紀要』第32巻,1992年
- 49)この教育認識は、ヘルバルト学派の心理学者で道徳統計を論じたドロービッシュと対照的である。彼はカントの言う自由意志を、個人に課せられた道徳的判断の義務だととらえ、自由意志の問題を、個人とその義務の関係という哲学的・心理学的問題に還元する。そこからカント、ヘルバルト、シラー(J. C. F. v. Schiller)を念頭に置きつつ、道徳教育論としての美的教育論を展開した(M. W. Drobisch, Die moralische Statistik und die menschliche Willensfreiheit: Eine Untersuchung、Leipzig、1866。森戸辰男訳『道徳統計と人間の意志自由』統計学古典選集第八巻、栗田書店、1943年)、しかし、エッティンゲンにとっては、このような道徳と美の領域の混同こそが問題であった、彼はヘルバルト及びその学派を批判しつつ、両者

を厳格に分けることを強調する(A.v. Öttingen, Die Moralstatistik und die Christliche Sittenlehre, SS. 83-86). これは ,エッティンゲンの人間・社会認識が , 伝統的な道徳教育論の人間認識と相容れないということを 間接的にではあるが 示している.

- 50)マイヤーの教育への言及は,自殺者及び犯罪者の教育程度に関するものと,「保護 強制教育統計」という二つからなる.前者はケトレーの見解と同様のものであり,教育を犯罪・自殺の原因の一要素とみなしたうえで,両者の一義的な相関関係を否定するものである.
- 51)マイヤーは当時の状況において,社会政策の必要性を自覚していた.彼は正式な会員ではなかったが,社会政策学会に好意的であった.
- 52) プロイセン強制教育法の制定過程,およびそこでの国家と家庭の関係については,河野亮子「1878年プロイセン強制教育法(Zwangserziehungsgesetz)の成立 19世紀後半のドイツの家庭教育に関する一考察」『日本の教育史学』第33集,教育史学会1990年.また,強制教育の実践においては,理論的には「家庭システム」という家族関係をモデルとした教師 生徒関係が理想とされ,その雰囲気(Klima)が重視された.そして,このような関係,環境への着目は当時の青少年犯罪の社会的な認識様式によってもたらされた(Dietrich Oberwitter, Von der Strafe zur Erziehung?: Jugendkliminalpolitik in England und Deutschland (1850-1920) Frankfurt/New York, 2000, SS. 150-154)
- 53)マイヤーは詳述してはいないが,保護 強制教

- 育は,一方で,行刑に関わるものであるとしつつ も(保護 強制教育統計は,行刑・恩赦統計にお いてとりあげられている),特殊なものではある が,あくまで教育の一構成要素であるとしてい る(G. v. Mayr, *Moralstatistik*, S.984.f.)
- 54)実は、強制教育への着目はエッティンゲンにおいて萌芽が見られるものである。彼は、先に見たように、知育が犯罪を増加させるという短絡的な議論を批判して、教育の量的拡大ではなく、質を深化しなければならないと主張するのだが、それに続いて、「特に、監獄における犯罪者の教育は促進されるべきであるし、そこで培われた経験は、この観点から可能な限り詳細に記録されるべきである」(Die Moralstatistik in ihrer Bedeutung für eine Socialethik, S. 604)と述べている。
- 55) ポイカートは、19世紀以降進展する「社会的規律化(Sozialdisziplinierung)」 それは社会的教育を主たる領域としていたわけだが という戦略において、一貫して個人の「社会環境(sozial Milleu)」が問題化されたこと、その際、当時成立した「人間科学(Humanwissenschaften)」が多大な役割を果たしたことを述べている(Detlev J. K. Peukert, Grenzen der Sozialdisziplinierung: Aufstieg und Krise der deutschen Jugendfürsorge von 1878 bis 1932, Köln、1986)ノルム化を志向する社会において、社会を可視化し、ノルムを確定したのが統計学である(Vgl.、S. 77).

本研究は,平成16~18年度科学研究費補助金による研究成果の一部である.